

7 保存地区の活用に関する事業計画

(1) 保存地区の情報発信

インバウンド対応のため、景観に配慮し、かつ多言語に対応した統一規格の案内看板の設置を進めるとともに、インターネット等を活用し、国内外に対する多世代への情報発信に努める。

また、地元教育機関との連携により、伝統的建造物及び保存地区への関心を高め、次世代における歴史的まちづくりの継承を促す。

(2) 伝統的建造物の公開

地区内の伝統的建造物を地元住民が企画するイベントの開催時に、修理、修景した物件を一般公開することに努める。

また、伝統的建造物等を拠点施設として整備することにより、歴史的町並み観光や寺院群での行事と連携した取り組みによる賑わいの創出を図る。

(3) 空き家対策

住民の高齢化や後継者不足等に伴い空き家となる伝統的建造物については、地元まちづくり関連団体等と連携して、新たな居住者等を保存地区内に呼び込むことにより、保存・活用に努める。

(4) 人材等の育成

地域住民をはじめとしたまちづくり関連団体や地元建築士、職人等の技能者及び行政関係者との間において、歴史を活かしたまちづくりの推進を目的とした協力体制の構築を目指し、住民組織の育成や、技術・技能継承のための修理現場を公開する。

ヘリテージマネージャー等との連携を図り、伝統的建造物の保存活用に努める。

(5) 伝統工芸等における建造物の活用

地域に根付いた文化である伝統工芸等の活動の場として、伝統的建造物の活用を促し、保存地区や伝統的建造物に対する関心を高め、保存活用の促進を図る。

また、地区内外の周辺施設との連携を図ることにより伝統工芸等の普及・啓発に努める。